

唐代における飛龍廐と飛龍使

——特に大明宮の防衛を中心として——

趙 雨 楽

はじめに

唐宋変革期における諸司使臣の活動の性質について、先学はすでに幾多の研究成果を発表されているが、その中では特に内諸司使の重要な使職が、唐中期から如何にして中央律令機関以外の新たな令外の官として國家の軍政権力を掌握したのかという点に注目していた。枢密使の場合、佐伯富氏は矢野主税氏の観点を修正し、唐の憲宗元和元年（八〇六）ではなく、実は代宗永泰二年（七六六）に創設されたことを指摘した。その職能は臣僚の上奏文を受理し天下の機密を預聞することであり、そのため、徳宗末期になると、枢密使の権限は遂に宰相を凌駕し、兵権政権の両権を掌握した独裁君主の権限を代表する官職となるに至った^①。また、内諸司使以下の官員の名籍を管掌し朝廷の儀式の運営を司る宣徽使

は、『文獻通考』によれば、肅宗（七五六—七六一）、代宗期（七六一—七七九）以降に設置されたと伝えられ、友永植氏はさらに肅宗朝から穆宗朝（八二一—八二四）にかけての或る時点でこれが設置されたのを確認した。唐末における内諸司使の班序を考えるに、宣徽使はその筆頭として枢密使に次ぐ地位にあったと思われる^②。

しかしながら、内諸司使の成立と発展の時点を考えれば、枢密使或いは宣徽使は、玄宗期（七一—七五六）以降の多くの内諸司使と比べ、わりあい遅く出て来たものである。枢密使の権力が本格的に伸びたのは徳宗期であり、宣徽使が一層政治的に大きな比重を占めたのは、少なくとも穆宗以後のことであった。玄宗時代から徳宗、穆宗時代にかけての六、七十年間には、いったい内諸司使の活動の形態がどうだったのかという点を考えなければな

らない。内諸司使の設立の意図は、もとより全般に南衙官署の軍政などの職能を掌握させる事ではなく、おそらく単に帝王が大明宮に移住したことに対応した措置であったようである。したがって、内諸司使の名は、往々大明宮の建物からいわば便宜的に名付けられたものに過ぎず、^③のちにこれらが北司という一系統の宦官機構に発展することは、^④当初より予測されていたことではない。一方、内諸司使の性格は、従来の律令官司とはかなり相違・対立する点があるが、旧制度から新制度への転換期には、必ず過渡的段階が見られる。唐代内諸司使の成立過程、それは長い時期を通じて進行し、また様々な使職から構成されるため、各諸司使においてその形成の背景がかなり異なると思われる。一部の官司は、実は新しい令外機関ではなく、あくまでも古い律令体制を継承し発展したものである。^⑤このような成立過程を分析すれば、唐代律令官司から令外機構への変貌をもっと明瞭にできるであろう。上述の観点に基づいて、本稿では飛龍使を一例として唐代早期の内諸司使の性格を考察し、飛龍使管下の飛龍廐が如何に古い律令官制から新たな大明宮の軍政体制に変わっていったのかを説明したい。時に飛龍院と呼ばれる唐代の飛龍廐は、^⑥元来律令機構である殿中省の尚乘局に隸する部門であったが、武后期（六五四—七〇四）になると、尚乘局から離れ、新設された飛龍使に管轄されるよう

になった。すなわち内諸司使の中で、比較的早く律令下の官僚体制から独立した機構であった。玄宗時、大明宮で政治を始めるに当たって、飛龍廐も宮城の北側に配置された。以後、飛龍廐は、様々な宮内外の事に対応できる位置にあったため、その地位は神策護軍中尉、枢密使のすぐ下に置かれるまでに高くなった。これが、五代宋初宮廷を防衛する飛龍使の先駆となった。従来、唐代の飛龍使を専論した研究は少ない。唐長孺氏が、その「唐代的内諸司使及其演変」の論文中で、各内諸司使を概論しているが（『山居存稿』、中華書局、一九八九年）、飛龍廐の設置された時点や各時代の飛龍使の活動やまた飛龍使制の全体の構成などの方面をもう少し考察する余地があると思われる。小論は、先学の研究を踏まえた上で、新しい史料を加えて、唐代の飛龍使・廐を究明したいと考える。不十分な点もあろうかと思われるが、その点先学諸兄の御指導を願う次第である。

① 枢密使の研究に関しては、矢野主税「枢密使設置時期について」（『人文社会科学研究报告』三、一九五三）と「唐代枢密使制の発達」（『人文社会科学研究报告』四、一九五四）、また佐伯富「五代における枢密使について」（『史窓』四八、一九八八）などを参照。

② 友永植「唐宗時代の宣徽使について——主に五代の宣徽使に注目して——」（『北大史学』一八、一九七八）。

③ 例えば、大明宮の宣徽院、飛龍廐、翰林院、内教坊、文思院、宣政殿の東西閣門などの建物の名称を冠した使職がそれぞれ設立されたの

である。

④ 『資治通鑑』卷二四三、文宗太和二年三月の条、胡三省註に、「百官赴南牙朝会者、謂之外官、亦謂之南司、宦官列局於玄武門内、兩軍中尉護諸營於苑中、謂之中官、亦謂之北司」と見えるように、北司と
いうのは、南衙百官に相對する神策軍以下宦官機構の總稱である。

⑤ 例えば、中尚、尚食、軍器、作坊、染坊、鴻臚禮賓などの官局は専ら使職に領される前には、中央律令官署の部門であった。

⑥ 宋敏求『長安志』卷六に「元(玄)武門外西曰飛龍院、又曰飛龍廐」と述べるように、大明宮北門である玄武門の西側に設けた飛龍廐を、即ち飛龍院と呼ぶ。従って、唐代の飛龍廐使は、また飛龍院使であるといえる。

一 唐代飛龍廐の創設と発展

唐代飛龍廐の淵源を考察するには、唐初の左右仗廐、左右六閑から武后期の仗内六閑にかけての閑廐制度の発展関係及び飛龍廐創設の時点を解説せざるを得ない。唐代の閑廐制度は、簡単に言えば二つの系統、「仗内」と「仗外」があったが、飛龍廐は仗内の系統に属したことがわかる。『唐六典』卷十一、殿中省、尚乘局の条に、

今(玄宗時期)仗内有飛龍、祥麟、鳳苑、鸚鵡、吉良、六羣等六廐、奔星、内駒等兩閑。仗外有左飛、右飛、左萬、右萬等四閑、東南内、西北内等兩廐。

と述べ、仗内閑廐は飛龍廐を始め六廐及び奔星、内駒兩閑から構

成された。それに対し、仗外閑廐左飛、右飛、左萬、右萬の四閑、東南内、西北内兩廐であった。『資治通鑑』卷二〇九、睿宗景雲元年六月、胡註は上述の記事を引用し、「祥麟」を「翔麟」と書き、「鸚鵡」を「鸚鷯」と変え、「西北内」を「西南内」と改める。同様の書き直しは、『新唐書』卷四七、百官二にも認められる。なお、『旧唐書』卷四四、職官三は、「鸚鷯」を「鸚鵡」と作る。諸書の記載は少々違うが、意味は大抵通じて、同類のものを指すことがわかる。しかし、玄宗時期の閑廐構造は、必ずしも唐初の内廐系統と同じではなかった。唐初のいわゆる「仗内」は、上記の奔星、内駒の中に、左飛以下の四閑兩廐を含めるというものであった。「仗内」の系統以外、また官馬坊、左右六閑等が設置されていた。『新唐書』卷四七、百官志、殿中省の条に、

左右仗廐、左曰奔星、右曰内駒。兩仗内又有六廐、一曰左飛、二曰右飛、三曰左萬、四曰右萬、五曰東南内、六曰西南内。

園苑有官馬坊、每歲河隴羣牧進其良者以供御。六閑馬、以殿中監及尚乘(奉御)主之。

とあり、また同書卷四七、尚乘局の条に左右六閑について引き続き、

左右六閑、一曰飛黃、二曰吉良、三曰龍媒、四曰駒駘、五曰駃騠、六曰天苑。凡外牧歲進良馬、印以三花、「飛」、「鳳」

之字。

と述べてあつて、殿中省の尚乘局に管轄される唐初の内廐制度は、玄宗時期のように「仗内」と「仗外」の二系統が併存したものはなく、あくまでも「仗内」の系統と左右六閑が並存していた。

唐の開国以來ずっと存続した左右六閑が、毎年地方の羣牧から良馬を受け入れることから見れば、左右六閑の系統は「仗内」の諸廐より重要なものであつた。高宗末期から武后初期にかけて、左右六閑が徐々に拡充され、新たな内廐が出現した。『新唐書』巻五〇、兵志に、

以尚乘掌天子之御。左右六閑、一曰飛黃、二曰吉良、三曰龍媒、四曰駒駟、五曰馱驥、六曰天苑。總十有六閑為二廐、一曰祥麟、二曰鳳苑、以繫飼之。其後禁中又增置飛龍廐。

と述べるように、唐初、飛黃以下の左右六閑は、祥麟と鳳苑二廐に分轄されていた。のち、飛龍廐が増置された。つまり、飛龍使を設立する前、飛龍廐がすでに存在したのである。こうした唐初の内廐制度は武后期に至り大幅な変化を被つた。『新唐書』巻四七、殿中省の条に、

武后萬歲通天元年（六九六）、置仗内六閑、一曰飛龍、二曰祥麟、三曰鳳苑、四曰鷓鴣、五曰吉良、六曰六羣、亦號六廐。以殿中丞檢校仗内閑廐、以中官為内飛龍使。

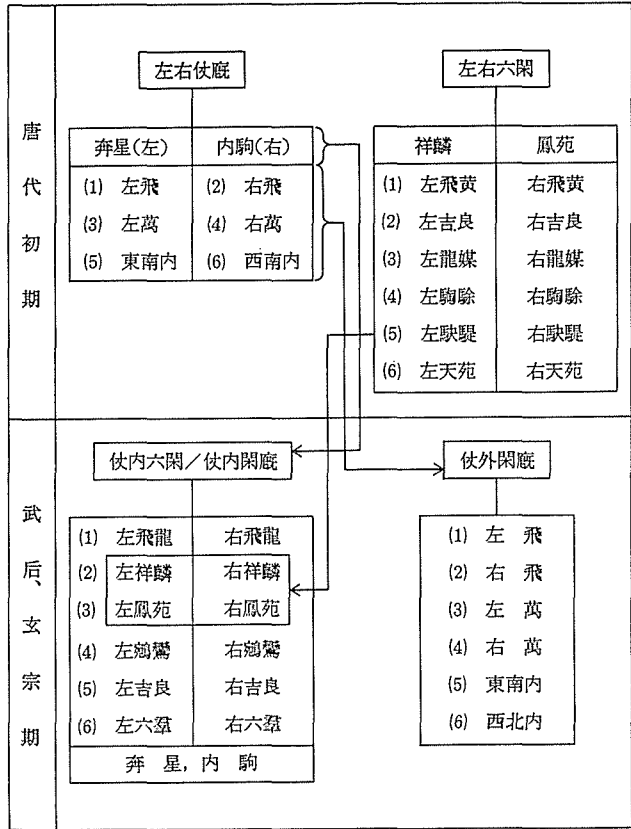
とあるように、唐初の左右六閑が改変され、仗内六閑が成立したのである。仗内六閑の名称を検討すると、先ず、飛龍は上述の如く、武后期に先立ち新設されたものの名称を踏襲している。ついで、吉良は旧左右六閑の一であり、一方、祥麟・鳳苑は左右六閑を統括した両廐である。名称が踏襲されているという事実は、その本来の組織をも踏襲したことを予測させる。この予測が正しいとすると、吉良は旧左右六閑の一つの組織を、祥麟・鳳苑は旧左右六閑のうち、吉良を除いた部分の組織を継受したものであるということになる。残る鷓鴣・六羣の名称は旧来の組織中には認められず、全くの新設に係るものであつた。

一つ付言しておかねばならないのは、閑・廐の互用についてである。『通典』巻二六、殿中監条に、

武太后萬歲通天二年（六九七）五月、置仗内閑廐、令殿中丞袁懷哲檢校、至聖歷二年（六九九）、改為少監。

とあるように、仗内六閑は仗内閑廐とも称されている。左右六閑の段階では両廐が六閑を統括していたことでも知られるように、廐・閑には本来上下の別があつたが、この段階では既に互用されているのである。それ以後、「閑」と「廐」の分野は段々厳しくなくなつた。飛龍以下が「仗内六閑」を称することから見ると、それらは遂に「仗内」の系統に属するものとなつた。一方、本来

表一 唐初から玄宗時期にかけての閑廐系統



なら「伏内」の構成要素であった左飛、右飛、左萬、右萬、東南内、西南内は逆に「伏外」の構成要素に変った。ただ奔星、内駒は依然として「伏内」のものとして存続した。こうした過程を経て、上述の『唐六典』に見たような玄宗時期の閑廐が成立したのである。伏内六閑は左右伏廐、左右六閑諸廐制と同じく左右系統

第が、『新唐書』には見えないことも、少なくとも殿中省関係の記述における『通典』の信憑性の高さを示唆するものである。伏内六閑成立の年次は『通典』に従って二年五月とすべきものとなり、飛龍使の設置もこれ以降のこととなる。要するに唐代の飛龍廐の創設と飛龍使の成立は、別のものでは

に分けられた。飛龍廐は、明らかに祥麟、鳳苑の上に置かれ、新設の六廐十二閑中、最も高い地位を占めていた。以上の閑廐の諸関係について、表一のように示す。

伏内閑廐は殿中省の次官、殿中丞に統轄されるが、専ら宦官を以て内飛龍使に任命したことから見れば、少なくとも飛龍廐は殿中省の内廐系統を離れて、独立した性格を持つようになっていたのである。ところで、伏内六閑成立の年次に付き、『新唐書』が萬歲通天元年とするのに対し、『通典』は二年五月とする。いうまでもなく、『通典』は徳宗の貞元十七年(八〇二)の成書で、『新唐書』より古く、かつ『通典』の記す伏内六閑が殿中丞から少監に移管された次

り、両者の時点上の相違を考えなければならぬ。武后期の仗内六閑が設置される前に、飛龍廐はすでに存在し、ついで祥麟、鳳苑と共に仗内六閑の中核を構成した。一方飛龍使は、仗内六閑の成立後、祥麟、鳳苑、鶴鸞、吉良、六羣から分離され、特にこれを専管する宦官的使職として新設されたのである。

飛龍廐の所在については上掲『新唐書』兵志に「禁中」とある。『陝西通志』によると、飛龍廐は太極宮の北側、即ち禁苑と皇宮の接するところに位置していた。他の五廐の所在については史料に証明を得ないが、宮城外に位置していたと思われる。この推測は、飛龍廐のみが他の五廐から分離され、「内」飛龍使に移管されたことから了解できよう。前述の如く、左右六閑の御馬は、地方の羣牧が供する良馬に基づくものであった。六廐の最高の地位を持った飛龍廐は、禁中に設置されたため、その廐馬は他の内廐のそれを質量ともに凌駕していた。まず、『資治通鑑』卷二一八、肅宗至徳元載（七五六）七月丁酉の条、胡三省註に「仗内六廐、飛龍廐は最上の乗馬となす」と述べ、最も良質の馬は飛龍廐に管轄されたようである。内廐の馬の総数は、玄宗開元の時（七一三―七四一）に内廐馬があわせて一萬匹余りであったことや、徳宗建中元年（七八〇）に、新たに三萬匹が加えられるなどの記載によって、④

な頭数は分らないが、憲宗期（八〇六―八七〇）になると、更に飛龍馬が過多であるという問題が起り、飛龍馬数を減らしたり、畿内の諸驛に渡したりした例から見ると、その数量はかなり多かつたと思われる。一体、上掲の設置の次第に関わる記事を除き、史料には飛龍廐以外の五廐は全く言及されていないのであって、この事実は飛龍廐を除く仗内六閑が、比較的早い時期に名目的な存在と化していたことを推測させる。上述の飛龍廐馬の過多という現象は、安史の乱・吐蕃の侵入の相繼ぐ発生による地方牧廐の喪失という状況を考慮すると、飛龍廐による上供馬の独占といった実状を予測させる。唐中期には、飛龍廐馬こそ皇城の御馬の主要な来源となっていたのである。『唐会要』卷六五、閑廐使の条に、

大曆十四年（七七九）七月十日、閑廐使奏、置馬随仗、当使準例、毎月於月華門立馬八匹、仗下帰廐去。廣徳元年蕃寇後、使司無使、頻申論、飛龍不支、自後未至。臣忝職司、不敢不奏。敕旨、宣付飛龍使、依舊支置。

とあるように、武后聖曆三年（七〇〇）に設置され、尚乘局を管理する閑廐使は、仗内六閑の長官といわれるが、⑤
馬がなかったようである。進馬の旧例によって、廐馬の八匹を正殿の月華門外に立たせる場合には、飛龍使が馬を提供しなければ、

閑廐使も他に馬を求めようがないことから見ると、代宗、徳宗の際に至って、飛龍廐が内廐の馬を供する主なものとなっていたことがわかる。従って、飛龍使を以て閑廐使を屢々兼任させるようになった。^④唐中期以後の閑廐使が、徐々に虚職と化したということについて、唐長孺氏はすでに詳しく説明している。また史料を見れば、京畿の大臣が朝廷から飛龍馬を借りる例が多く、それも禁中以外の閑廐馬が極めて不足していた事を反映していた。逆に飛龍使は飛龍廐を通じて、馬を徴発できたのであり、これは飛龍使の政治的地位を高める有利な客観的条件となった。

① 『隋書』卷二八、百官志、殿内省の条に、「尚乘局置左右六閑、一左右飛黃閑、二左右吉良閑、三左右龍媒閑、四左右駒駘閑、五左右駉鬃閑、六左右天苑閑」とあり、加えて『通典』卷二六、職官八、殿中監の条に「隋代」置尚乘局署、奉御二人、大唐因之、增置奉御四人。龍朔二年（六六二）、改為奉駕大夫、咸亨元年（六七〇）復舊。尚乘奉御、掌六閑馬、一曰飛黃閑、二曰吉良閑、三曰龍媒閑、四曰駒駘閑、五曰駉鬃閑、六曰天苑閑」と見え、唐代の尚乘局と左右六閑が、いずれも隋代の旧制を継承したことがわかる。尚乘奉御は唐初に二人から四人に増えたり、名前が一度奉駕大夫に変わったりしたが、唐の開国以来ずっと飛黃以下の左右六閑を管轄していた。

② 唐代の初め、「閑」と「廐」はおそらく違う性質の概念であった。内外閑廐の全体的概念が、簡単にいわゆる「内閑」、「外廐」と分けられるようである。「廐」はやはり宮苑以外の範圍に建てられ、「閑」よりわりあい大きな規模である。『新唐書』卷五〇、兵志に「総十有二閑（左右六閑）為二廐（祥麟、鳳苑）」と見えように、「廐」の概念も「閑」

の上級のもっと広い構造と理解せられる。しかし、唐の中期になると、「内閑」、「外廐」の区別はすでになくなった。『唐六典』に、「仗外の左飛、右飛、左萬、右萬を四閑と呼び、逆に仗内の飛龍、祥麟、鳳苑、鸞鸞、吉良、六羣を六廐と称することから考えれば、「内」と「外」の分野は依然存在したが、「閑」と「廐」はほぼ同じものになっていたのである。

③ 唐代の閑廐制度を観察すれば、左右閑が区別されていたことがわかる。左右伏廐、左右六閑諸廐制以外、新置の仗内六閑も左右閑と分けられたようである。例えば、『新唐書』卷五、玄宗紀に「開元（一八年）二月丙寅、大雨、雷霆左飛龍廐、災」と見え、飛龍廐には実は左右二廐があることがわかる。なお『旧唐書』卷四四、職官志、尚乘局の条に「開元初、隸閑廐使、乃省尚乘、基左右六閑及局官、並隸閑廐使領之」と述べ、武后期から玄宗期への仗内六閑はやはり同じように十二閑から構成される。

④ 『新唐書』卷四七、兵志、殿中省の条に、「開元初、閑廐馬至万匹」と述べる。また同書卷五〇に「徳宗建中元年、市閑輔馬三萬実内廐」とある。

⑤ 『唐会要』卷七二、馬の条に「憲宗、元和四年三月詔、内廐の馬、其数尚多、委飛龍使具條流減省聞奏」とあり、『新唐書』憲宗紀に即ち「省飛龍廐馬」と述べるように、減らされる内廐馬が飛龍馬と認められる。なお、『冊府元龜』憲宗期には「以飛龍馬數百匹付殿内諸驛」という記載がある。

⑥ 安史の乱の直後、太子たる肅宗が全国の官馬を集めても数万匹だけであり、天宝年間の三〇万近い官馬とはかなり違う。また吐蕃の侵入した後、唐の最も重要な牧地であった隴右牧地が喪失されたため、閑廐使は荒廃した岐陽の牧地を管理するにすぎなかった。（『唐会要』卷七二を参照）

⑦ 『新唐書』卷四七、百官志に「聖曆中、置閑廐使、以殿中監承恩通者爲之」と述べる。また『唐會要』卷六五、閑廐使の条に「萬歲通天元年五月、置仗内閑廐、令殿中丞裴哲檢校、未置使、至聖曆三年一月、改殿中少監、充閑廐使」と見え、閑廐使が創設された時期はまさに武后聖曆三年である。

⑧ 『資治通鑑』卷二二二、玄宗開元七年三月乙卯の条、胡三省の註に「唐初以尚乘局掌内外閑廐之馬十二閑。既置内外閑廐使專掌御馬、因以尚乘局隸閑廐使」とある。また『旧唐書』卷四四、職官志、尚乘局の条を参照。

⑨ 『旧唐書』卷一一、代宗紀に「飛龍閑廐副使程元振爲右監門將軍」とある。なお、『新唐書』卷二〇七宦者上によつて、代宗永泰年間に魚朝恩も飛龍閑廐使を兼任していたことが分かる。『冊府元龜』帝王部、肅宗上元年閏四月己卯の条に「内外文武官賜爵各有差、其六軍及飛龍閑廐加賜物」と述べる呼称から見れば、中期以後、飛龍使を以て閑廐使を兼ねることは、常態化していたようである。

⑩ 内外閑廐が当初実体をもっていたことは、安史の乱の頃までの閑廐使の活動によつて了解される。例えば、玄宗期の安祿山は即ち内外閑廐使を以て精銳の廐馬を范陽に帰し、唐に反抗する実力を蓄積できたようであった。『新唐書』卷四〇、兵志を参照。また安史の乱の後、馬を積聚する任務が、内外閑廐使王毛仲の協力により達成されたのである。（同書卷二二二、王毛仲伝を参照。閑廐使の職掌が失われるのは、ほぼ肅宗、代宗以後のことであった。なお唐長孺「唐代的内諸司使及其演變」を参照。

⑪ 例えば、『文苑英華』卷五八三、代武相公謝借飛龍馬表の条、卷六三三、謝借飛龍馬二疋狀の条、卷六三四、爲中丞柴陽公謝借飛龍馬送至府界狀などの記載がある。

二 飛龍使の抬頭と唐代宮廷政治

以上に述べた如く、唐代の飛龍廐制度は武后期前後から次第に確立され、仗内六閑制度中の最も重要な内廐になったと認められる。それに伴い、長官たる飛龍使もその権力を強めた。

玄宗代以来、帝王の臨朝起居の所が、長安城の西内と呼ばれる太極宮からその東内である大明宮へ移動するに従つて、国家行政と政策の決定の中心も同じように宰相をいただく南衙から宦官系統に変わっていった。^①大明宮は本来の長安城の北側に接して、その南面の宮門は太極宮、皇城諸衙門に通じていた。一方、大明宮の東西北三面は、兵力を配置して防衛されねばならなかった。^②禁中の新しい防衛力としては、何といたっても左右神策軍が重要な地位を占めていたが、^③唐中期以降様々な宮廷政変が発生する状況のもとで、神策軍以外に飛龍兵馬を派遣し動乱を速やかに鎮定しえたことは、王朝存続の一つの要因であった。例えば、玄宗天宝十一年（七五二）邢絳という者が龍武將軍を殺し、龍武萬騎によつて乱を起こした際、宦官高力士は飛龍兵を率いて乱を鎮圧した。^④

また安史の反乱軍が長安の京城に逼つた時、玄宗は一方では禁馬を選んで皇室近臣と共に北門を避けながら、他方では飛龍兵馬を太子に任せておいて留守させたことから見ると、^⑤玄宗期から飛龍

厩内の兵馬は一種の特別な応急の軍事手段になっていたのである。

飛龍厩が応急の機能を果たしたのは、やはりその設置箇所から理解される。飛龍厩の位置は宮城の北門である玄武門付近であり、帝王居所と宮外の間位置した。したがって、宮内・宮外双方の情報や変化などを良く把握しており、即時の応変措置を採ることができたのである。このことは、肅宗、代宗の間に儲君継位問題から起きた宮廷政変に示されている。『旧唐書』卷十一、代宗紀に、

宝応元年（七六二）四月、肅宗大漸、所幸皇后無子。后恐上功難制、陰引越王係於宮中、將圖廢立。乙丑、皇后矯召太子中官李輔國、程元振素知之、即勒兵於凌霄門、俟太子至、即衛從太子入飛龍厩以俟其變。是夕、勒兵於三殿、收捕越王係……幽皇后於別殿。

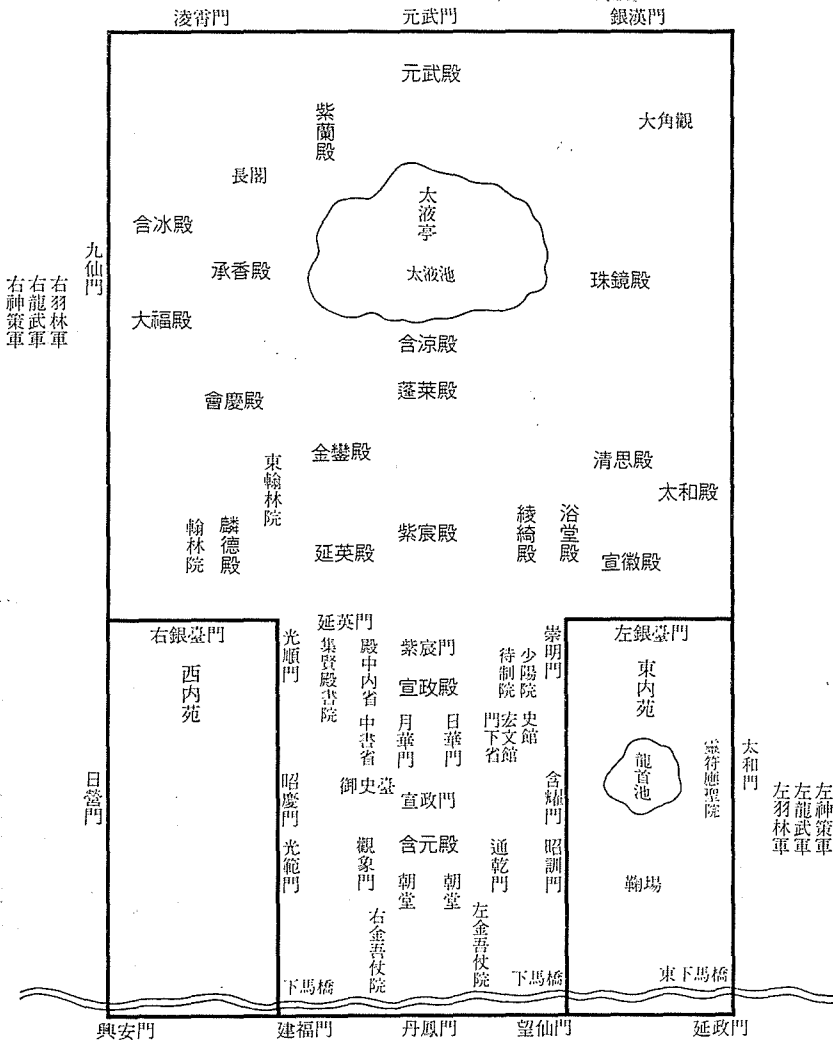
とあり、肅宗が危篤の際、張皇后は太子（代宗）の功績が高く、それを抑えがたいことを慮り、密かに越王係と共に廢立の事を図った。其の時、禁軍を掌っていた李輔國、飛龍閑厩副使の程元振は、張皇后の陰謀を知るや、ただちに凌霄門で太子を護送し、更に皇后と越王などを殺し、代宗を擁立した。その政変の過程については、飛龍厩とその長官の役割が極めて重要だったことが認められる。肅宗、代宗以後、敬宗、文宗の間に、宮廷政変が再び発

生じた。酒宴で酔った敬宗は、更衣室で軍士蘇佐明などに殺された。そして、その一党である劉克明が帝王の御旨を偽称し、翰林学士路隋に遺詔を起草せしめ、絳王悟に軍國の大権を掌らせることを企てた。この陰謀については、『資治通鑑』卷二四三、敬宗宝曆二年（八二六）十二月壬寅の条には次のように述べる。

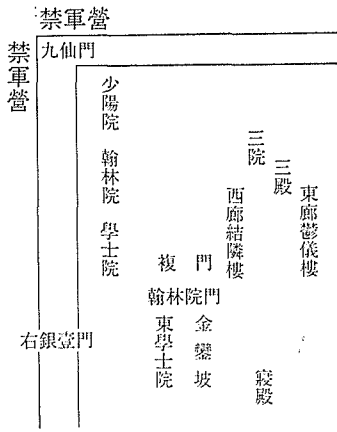
於是樞密使王守澄、楊承和、中尉魏從簡、梁守謙定議、以衛兵迎江王涵入宮。發左、右神策、飛龍兵進討賊党、盡斬之……甲辰、見諸軍使於少陽院。乙巳、文宗即位。

この際にも、飛龍兵を以て叛乱分子を速やかに討伐できたことから見れば、中唐以後の飛龍厩と左右神策軍との関係がかなり緊密であったことが示される。図(一)に示す如く、右三軍たる右神策軍、右龍武軍、右羽林軍がつねに大明宮の西側、九仙門の外に駐屯し、左三軍たる左神策軍、左龍武軍、左羽林軍が東側の太和門にとどまり、飛龍厩が図(二)に示す如く、玄武門の西側を守るので、大明宮三面に強い防衛網が形成されていたのである。玄宗時期、帝王の起居が大明宮へ移るに従って、太子の居る東宮も少陽院に移った。図(三)に見られるように、いわゆる右掖少陽院は大明宮の西北の隅に近く、つまり凌霄門の南に位置している。凌霄門を出ると、すなわち飛龍厩の付近である。李輔國・程元振が少陽院から凌霄門に至った代宗を保護し、飛龍厩に入ったことは、こうした飛龍

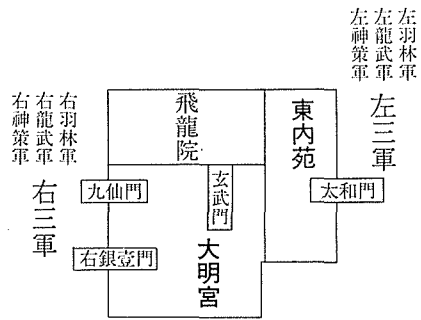
唐代における飛龍殿と飛龍使（趙）



(-) 大明宮圖
 [徐松『唐兩京城坊考』に拠る]



(二) 大明宮學士院圖



(二) 禁軍營圖

〔(二)・(三) いずれも程大昌『雍錄』に拠る〕

廐の位置に由来する。敬宗末年、少陽院に居る江王涵（文宗）が飛龍兵に迎えられたのも、少陽院との近接という飛龍廐の地理的位置に同じく由来しているのである。

その上、『冊府元龜』卷六六五、内臣部に、

文宗以宝曆二年十二月即位、増右軍中尉梁守謙食実封三百戸、左神策中尉魏簡弘進階開府儀同三司、枢密使楊承和、飛龍使韋元素進、弓箭庫使崔潭峻加上將軍、並賞功也。

と述べるように、文宗が即位して政変の中で功績を立てた諸軍諸使に賞を与えたことから見ると、飛龍使による飛龍兵の動員は政変の帰趨を決定する重大な要因であった。『冊府元龜』の唐代に關しての史料は、唐の『実録』の記載から採られることが多く、中期以後の政治の実情を知るための重要な手懸かりとなる。なお韋元素は、文宗、敬宗の政変のみならず、憲宗、穆宗期間の政変に参与したことがある。『旧唐書』卷一八四、王守澄伝に、

憲宗疾大漸、内官陳弘慶等弑逆。憲宗英武、威徳在人、内官秘之、不敢除討、但云葉発暴崩。時守澄与中尉馬進潭、梁守謙、劉承偕、韋元素等定冊立穆宗皇帝。

また『新唐書』卷二〇八本伝に、

是夜、守澄与内常侍陳弘志弑帝於中和殿、縁所餌、以暴崩告天下、乃与梁守謙、韋元素等定冊立穆宗。

と述べるように、その政変の主謀者は主に宦官陳弘志（陳弘慶）

と王守澄であり、政変の過程で、さらに梁守謙、馬進潭、韋元素などの重要な官員が加わったことがわかる。『旧唐書』によれば、中尉以下四人があり、実はただ馬進潭、梁守謙が左右神策軍中尉であった。その下の韋元素が飛龍使から枢密使、神策護軍中尉に陞進したのは、文宗太和以後のことだったので、憲宗を殺し穆宗を擁立した政変の期間に、地方の監軍から内廷の飛龍使に変わったようである。以上の推定が正しければ、飛龍使が宮廷政変に参加したのは、肅宗、代宗、憲宗、穆宗、敬宗、文宗六朝に互る。

常に神策護軍中尉と軍事行動を共にする飛龍使は、その地位が漸次高まった。北衙諸司の中では、左右神策軍護軍中尉の二人と内枢密使の二人が内諸司の長官であり、いわゆる四貴であった。^⑭ 飛龍使が順当に昇進すれば、すぐ四貴に至るようになっていたことがわかる。

表二の示す如く、憲宗朝の彭獻忠や仇士良などが飛龍使から神策護軍中尉に抜擢されている。逆に、敬宗期の馬存亮や其後の楊復恭等が、政治上の失脚のために、神策中尉あるいは枢密使から飛龍使に左遷されたことを見れば、飛龍使が唐中期以後、すでに神策軍使、枢密使に次ぐ地位に置かれ、重要な内諸司使の一つとなっていたことがわかる。したがって、宮廷政策を決定するにあ

たって、飛龍使が時々これに参与できたのである。例えば、文宗時代の飛龍使馬存亮と神策軍中尉王守澄、鄭注との争議が挙げられる。宰相宋申錫は文宗の弟瑋王湊を擁立する意図があると誣告されたが、馬存亮は宋申錫の無罪を了解して、守澄の兵を派遣しようとするのを制止しようとしたのである。『資治通鑑』卷二四四、太和五年（八三一）二月の条は次のように述べる。

上弟瑋王湊賢、有人望、注令神策都虞候豆盧誣告申錫謀立瑋王。戊戌、守澄奏之、上以為信然、甚怒。守澄欲即遣二百騎屠申錫家、飛龍使馬存亮固爭曰、如此、則京城自乱矣、宜召他相与議其事。守澄乃止。

この虐殺が避けられたのは、飛龍使の宮廷会議中の影響力と大きな関係があったのである。^⑮ 飛龍使は単に飛龍廐の日常事務を掌るばかりでなく、あくまでも宮廷内外の安全のため、神策軍使と共に軍事対策を立てたり行ったりしていた。その役割があったからこそ、唐滅亡前夜、黄巢が侵入しつつある際には、神策護軍中尉が討伐軍の制置招討使となつたと同時に、飛龍使楊復恭が副使に任命されたのである。^⑯

憲宗時代（八六〇—八七三）には、飛龍使以外に小馬坊使が新設された。田令孜が小馬坊使から神策護軍中尉に昇進したことから見れば、小馬坊使はまさに飛龍使の変型であった。^⑰ 従って、五

表二 唐代の飛龍使

時代	人物	飛龍使に任せられる前後の官職	出典
肅宗	宝応末 程元振	内射生使、飛龍閑廐副使→右監門衛將軍、 知内侍省→元帥行軍司馬	『新唐書』卷207宦者上 『旧唐書』卷11代宗紀
代宗	永泰中 魚朝恩	觀軍容宣處置使→觀軍容、加判国子監事、 光祿、鴻臚、礼賓、内飛龍、閑廐等使	『新唐書』卷207宦者上 『旧唐書』卷184宦官伝
憲宗	元和 彭献忠	教坊使→飛龍使→左神策護軍中尉	『文苑英華』卷932
憲宗	元和 劉弘規	翰林院使→河東監軍→内飛龍使→神策軍 副使	『李文饒公集』別集卷6
敬宗	宝曆二 韋元素	飛龍使→樞密使→左神策護軍中尉	『冊府』卷665, 607 『通鑑』卷244
文宗	太和 仇士良	大盈庫使領染坊→飛龍使→左神策護軍中 尉	『文苑英華』卷932
宣宗	大中一 王歸長	飛龍使→樞密使	『旧唐書』卷18下宣宗紀
懿宗	咸通三 劉遵禮	弓箭庫使→内飛龍使→内宅宅使	『全唐文』卷747 『金石萃編』卷117
懿宗	咸通十 馬存良	左神策中尉→内飛龍使→領軍衛上將軍	『新唐書』卷207宦者上
僖宗	中和三 楊復恭	樞密使→飛龍使→樞密使→左神策中尉	『新唐書』卷208宦者下
昭宗	天三復 陳班	飛龍使→威遠軍使	『旧唐書』卷20上昭宗紀

代の後唐時期になると、さらに飛龍院を左飛龍院と改め、小馬坊を右飛龍院に拡充したのである。それは、宋初の左右天廐坊、あるいは左右騏驎院の淵源であった^⑦。唐末小馬坊使が設置されたのは、飛龍使の権力が過度に拡大したため、その権力の分割が要請されたためであろう。なお、昭宗天復三年（九〇三）、宦官たる内諸司使の権力過大を恐れる崔胤は、宣武軍節度使朱全忠の協力によって内諸司使を全廃しようとしたが、天祐元年（九〇四）には最低限度の職務を遂行するために、まだ内諸司九使が残されていた。飛龍使は即ち九使の一つであった^⑧。中唐より発展して来た飛龍使が、唐末朱全忠の時に至るまでも重要な政治的地位を保っていたことがわかる。

① 詳しく言えば、所謂南北衛という呼称は、元來君主の近衛兵であり、南側の皇城内に在る南衛の十二衛兵と北側の禁苑内に在る北衛の六軍を指していたが、中唐より、中央の諸官庁を拱衛させる南衛諸兵が完全に

崩壊した後、南衙の諸官庁を南司といった。一方、宦官に掌られる北衙の一つである神策軍が依然存続したので、その後発展してきた他の宦官掌握下の諸機関とともに北司と称されたのである。曾我部静雄「唐の南衙と北衙の南司と北司への推移」(『史料』第六四卷一、一七八一)を参照。

② 平岡武夫編『唐代の長安と洛陽』資料篇・地図篇(一九五六年、京都大学人文科学研究所)を参照。

③ 『資治通鑑』卷二二八、徳宗建中四年八月の条、胡三省注に「左右羽林、左右龍武、左右神策為六軍。又曰、左右羽林、左右龍武、左右神策為六軍。神策軍最盛、在六軍之右」とある。

④ 同書卷二一六、玄宗天宝十載一四月乙酉の条。

⑤ 同書卷二一八、肅宗至徳元載七月甲午の条と丁酉の条。

⑥ 唐制によって、宮城の北門がつねに玄武門と定められる。時代に從って、君主の居る宮廷は違うが、いずれも北面玄武門の外に飛龍殿を設置するようである。例えば、武后期の飛龍殿について、『玉海』卷一五七、唐上陽宮の条に「北出曰元(玄)武門、門内之東曰飛龍殿」とある。また前述のように、『陝西通志』によれば、従来の東内太極宮の北側には、同じく飛龍殿が配置された。玄宗時期より、大明宮における執政に対応するために、やはり大明宮の北に移設された玄武門外で飛龍殿を設立した。『唐兩京城坊考』卷一に「北面三門、中元武門、門外有飛龍殿」とあり、『長安志』卷六、更に「元武門外西曰飛龍殿、又飛龍殿、内有驍殿殿、(玄宗)太和八年災」と述べることから見れば、飛龍殿は旧来の玄武門東側にあったが、玄武門移設後はその西側に移った可能性がある。

⑦ 『新唐書』卷二〇七、宦者上によれば、程元振の使職は「飛龍殿副使」とあるが、『旧唐書』卷一一、代宗紀には「飛龍閣副使」と記す。程元振が実は飛龍と閣殿の職を兼ねたことがわかる。『資治通鑑』

卷二一九、肅宗至徳元載春正月の条に「李輔國本飛龍小兒、粗閑書計、給事太子宮、上委信之」とある。また『新唐書』卷二〇八、宦者下によって、肅宗の時李輔國は殿中監、閑殿、羸牧等使を兼ね、内外閑殿の事務を総轄していたようである。それが政変發生の直前、飛龍閣副使の程元振がわざわざ李輔國に知らせた原因であろう。

⑧ 同書卷三二二、肅宗宝應元年四月丁卯の条に「上崩、輔國等殺后并(越王)係及兇王憫、是日、輔國始引太子素服於九仙門与宰相見、叙上皇笑、拜哭、始行監國之令……己巳、代宗即位」とある。

⑨ 『長安志』卷六、左右三軍の条「太和門外北、從西第一曰右羽林軍、第二曰左龍武軍、第三曰左神策軍、以上左三軍。九仙門外之北、從東第一曰右羽林軍、第二曰右龍武軍、第三曰右神策軍、以上右三軍。」

⑩ 程大昌『雍錄』によれば、二つの少陽院があったと思われる。清の陸增祥『八瓊室金石補正』卷七十、宮闈令西門珍墓誌の按語に「攷雍錄云、待制有院、在宣政殿之東、少陽院之西。又云、(穆宗)長慶元年、於門下省東少陽院築廊及樓觀。又云、學士院北序又北則為翰林院。翰林院又北則為少陽院。是有兩少陽院、一在左掖、一在右掖」と述べるが、兩者の關係ははつきり分らない。宋の宋敏求『長安志』は、翰林院の北に位置するものとして右掖少陽院に言及している。一方、清の徐松『唐兩京城坊考』の大明宮圖(圖一)には、ただ左掖の少陽院のみが記されており、従来史家によって左右掖の少陽院の取捨も異なるが、本文で討論する少陽院は西北の隅の少陽院、即ち「右掖」の少陽院である。

⑪ 特に唐中期になると、牛李の党争が起こったので、国史中での朝臣への評価、記載などが時々史官の新旧兩党に対しての立場によって偏向したと思われる。『冊府元龜』は『實錄』の資料を多く引用し、以上の問題の解決上とても重要である。唐長孺『唐修惡穆敬文四朝史録与牛李党争』(『山居在稿』)を参照。

⑬ 『資治通鑑』卷二四三、敬宗宝曆二年二月、胡三省註「唐末謂兩

柞密、兩中尉為四貴」とあり、兩柞密というのは、同書卷二六三、昭宗天復三年、胡註に「柞密分東西院、東院為上院、西院為下院」と述べることから見ると、すなわち東西兩院の柞密使である。

⑭ 『資治通鑑』卷二四四、文宗太和五年三月癸卯の条に「貶璋王濤為巢臬公、宋申錫為開州司馬」とある。飛龍使馬存亮は自分の該事責任を達成できなかったと思ひ、同日みずから致仕を請った。

⑮ 同書卷二五四、僖宗弘明元年十一月壬戌の条。

⑯ 『新唐書』卷二〇八、宦者下、田令孜伝に「(憲宗)感通時、厩小馬坊使。僖宗即位、擢令孜左神策軍中尉」とある。

⑰ 『職官分紀』卷四四、橫行東西班大小使臣、左右驛院副使之条に、「唐有飛龍使乃(及)小馬坊使、五代梁改小馬坊使為天驥、後唐復為飛龍小馬坊使。長興元年、改飛龍院為左飛龍、小馬坊為右飛龍院」とあり、唐使の飛龍使が設置されるのは、小馬坊使の成立以前である。だから、「飛龍使乃小馬坊使」という言い方は、誤りである。なお、『事物紀原』集類卷六、橫行武列部第二八、驛驛の条に「宋朝會要曰、唐有飛龍使及小馬坊使」と見るように、「乃」は「及」の誤りである。

⑱ 『事物紀原』集類卷六、驛驛の条「後唐長興元年、改飛龍院為左飛龍院、小馬坊為右飛龍院。太平興國三年、改左右天驥坊。雍熙二年、始曰左右驛院、使各從之。此左右驛院使之始也。」

⑲ 『資治通鑑』卷二六三、昭宗天復三年春正月庚午の条「(朱)全忠、崔胤同對、胤奏、……請悉罷諸司使、其事務最煩之省寺、請道監軍、俱召還闕下、上從之、是日全忠以兵監宦官第五可範等數百人、於內侍省尺殺……自是宣伝詔命、皆令宮人出入。」

⑳ 『唐會要』卷七九、諸使雜錄下に「天祐元年四月勅、今後除留宣徽兩院、小馬坊、豐德庫、御廚、客省、閤門、飛龍、莊宅九供外、余並停廢」とあり、なお『資治通鑑』卷二六四、昭宗天祐元年四月戊申の

条を参照。

三 飛龍使制の内部の構造

以上おおまかに飛龍使が権力を握った原因と過程を唐中期からの宮廷政治と関連付けて考えてみた。次に、飛龍使制の内部の構造について触れることにする。まず、飛龍兵の組成を考察しよう。

武后期の仗内六閑の一つである飛龍厩が、殿中省の尚乘局から飛龍使の手に移管された後も、その厩内の官僚の構成に大きな変化はなかったと認められる。以前と同じく多くの習駉や掌閑などの吏員を擁していたようであった。① 彼らの名称は時代によって違ふし、職掌が互いに重複する可能性があるが、一応飛龍厩馬の飼養と訓練などの役に当たる低位の職である。史書の中では、時折このような人々が飛龍小兒と簡単に呼ばれる。② その上に、比較的上級の官吏たる排馬官が設置される。③ 『冊府元龜』帝王部を見れば、宝曆二年(八二六)十二月甲申には、彼らが文宗登位の宮廷政変に参与する過程で、錯誤を犯したり命令を執行できなかったりした飛龍排馬官、飛龍小兒の処分を命じた文宗の詔勅がある。④

『新唐書』兵志には、昭宗末年の藩臣韓建が、諸王の殿後四軍を恐れ、遂にこの軍を解散させ、ただ殿後兵三十人を排馬官として飛龍厩に留めたと述べる。⑤ 排馬官の身分は、一種の臨時徴集の兵

員であり、飛龍兵の組成の一部分と思われる。

なお、前述の玄宗期に邢縉の叛乱を抑え止めたのは、『資治通鑑』によれば、「飛龍禁軍」と言う部隊である。⑥ 肅宗代末期、政変の発生する直前に、飛龍廐副使である程元振が射生使を兼任し、代宗を擁立したのである。『冊府元龜』が、即位した代宗は功を立てた飛龍使と飛龍射生等に賞を与えたと述べていることから見ると、飛龍廐馬に乗る兵員がまさに禁軍の一部たる射生手であった。⑦ 射生手は、『新唐書』兵志の記載によると、それが肅宗至徳二年(七五七)に北衙六軍以外に新設された左右英武軍を来源とし、衙前射生手・供奉射生官・殿前射生などと呼ばれるが、その時、すでに宦官に管理され、飛龍廐の成員となっていた。⑧ 史籍では射生手を六軍に非ずとするから、いつも射生、神策、六軍を別別に称するのである。従って、『新唐書』宦官劉克明伝に「左右神策及び六軍飛龍兵」と述べるように、⑨ その飛龍兵は神策軍、あるいは他の北衙六軍ではない禁軍を指しているにちがいない。換言すれば、宮廷の反乱が起こった際、廐内の飛龍射生官、飛龍排馬官、飛龍小児などの全員を飛龍馬に加えて、すばやく軍事行動に移るのが、常に飛龍使が主導した方法であった。

以上の考察から、飛龍使制の下層官員の構造が大体わかる。最下層は、飛龍小児という習馭や掌閑などの吏員であり、その上に

飛龍排馬官、飛龍射生官が設置された。一方、飛龍廐の官僚は飛龍使、飛龍副使を頂点としたが、その下に判官を設置したようである。『金石萃編補略』卷二によれば、宦官楊延祚が「内飛龍廐都判官、宝応功臣」と記載されているように、肅宗晩期以降、飛龍廐の判官制度がすでに生まれていたのである。⑩ 判官という制度は、本来中央律令官制のものではなく、一般的な理解では唐中期以後発展してきた外廷或いは地方の使職の属官であったとされる。例えば、節度使、副以下の判官や転運使、塩鉄使、副以下の判官などの例が多い。内諸司使の判官が現れたことは、内外の使職の判官制度が同時期に発展したことを反映していると考えられる。したがって、飛龍廐のみならず、梨園、軍器、内莊宅、内園などの内諸使官局も正使、副使以下、判官を設立したようである。⑪ 飛龍使制の全体の成員を上位から順番に挙げると、少なくとも飛龍使、飛龍副使、飛龍判官、飛龍射生官、飛龍排馬官、飛龍小児などがあつたといえる。使、副、判官、小児の名称は、いずれも以後その他の内諸司においても継承された。

① 『新唐書』卷四七、百官志に「(高宗)龍朔二年、改尚乘局曰奉駕局、有書令史六人、書吏十四人、直官二十人、習馭五百人、掌閑五千人、典事五人、獸醫七十人、掌園四人。習馭、掌調、掌閑之馬、治其乘具鞍轡」と見えるように、高宗期だけで、尚乘局の習馭、掌閑などの役員がすでに五、六千人に至るのである。その数字は、もし『旧唐書』

卷四四、職官志に記載された唐初尚乘局の習駟五十人、掌閑五十人と比べれば、すでに何十倍に達していた。その点から見ると、武后期より発展してきた飛龍廐の官吏はかなり多いと思われる。

② 『資治通鑑』卷二一九、肅宗至德二載春正月朔三省註に「凡廐、牧、五坊、禁苑給使者、皆謂之小兒」とあり、なお同書卷二三六、順宗永貞元年甲子の条、胡註に「唐時給役者多呼為小兒、如苑監小兒、飛龍小兒、五坊小兒是也」とあり、又卷二五四、僖宗廣明元年春正月の条、胡註に「唐時給役於坊、廐及內園者、皆謂之小兒」とある。

③ 掌閑、調馬などの吏員の上に排馬官が設置されるのは、本来なら隨西監牧の制度の一部分である。そして伏内六閑が上述の制度を繼承したり改めたりしていたのである。『新唐書』卷五〇、兵志に、「唐之起初、得突厥馬二千匹、又得隋馬三千於赤岸沢、徙之隴右、監牧之制始於此。其官領以太僕、其屬有牧監、副官。監有丞。有主簿、直司、團官、牧尉、排馬、羸頭。有正、有副。凡羸置長一人、十五長置尉一人、羸課功、進排馬。又有掌閑、調馬習上」とある。

④ 『冊府元龜』卷一五三、帝王部、明罰二「文帝以寶曆二年十二月自江王入討内難、甲甲詔、……飛龍排馬官樊惟良、閻文穎各杖一百、流靈州……飛龍小兒五人各杖一百流康、羅等州」。

⑤ 『新唐書』卷五〇、兵志「昭宗」又詔諸王閹親軍、收捨上散、得數万、益置安聖、捧宸、保寧、安化軍、曰殿後四軍……韓建畏諸王有兵、請皆易十六宅、留殿後兵三十人、為控鶴排馬官、隸飛龍坊、余悉放之」。

⑥ 『資治通鑑』卷二一六、玄宗天寶十一載四月乙酉の条。

⑦ 『冊府元龜』卷一三三、帝王部、褒功二「代宗宗宝元元年五月丁酉詔、文武官庶在凌雲門内謁見者、并飛龍射生等、竝宜加宝心功臣。七月乙巳、射生使李惟誥、葉子昂、步軍使彭体盈、張知節並賜名宝心功臣」。

⑧ 『新唐書』卷五〇、兵志「肅宗」至德二載、置左右神策軍、……

又扱便騎射者置衛前射生手千人、亦曰供奉射生官、又曰殿前射生、分左右、總号曰左右英武軍」。

⑨ 『資治通鑑』卷二二二、肅宗宝元元年四月の条に「内射生使三原程元振党於輔國」とあり、その下の胡註に「以宦官領射生手、故曰内射生使」と述べる。

⑩ 『旧唐書』卷四四、職官志、左右神策軍の条に「又置衛前射生手千人、謂之左右英武軍、非六軍之例也」とあり、また神威軍の条に「本号殿前射生手左右廂、……非六軍之例也」とある。

⑪ 例えば、『新唐書』卷五〇、兵志に「德宗貞元」三年、詔射生、神策、六軍將士、府縣以事奔治、先奏乃移軍、勿輒逮捕（盜賊）」とある。

⑫ 『新唐書』卷二〇八、劉克明伝。

⑬ 清王言『金石萃編補略』卷二、唐高平郡開國公劉公故夫人楊氏墓碑。

⑭ 『金石萃編』卷二二三、王文幹墓誌、同書卷二二四、勅内莊宅使牒、また同書卷六六、仏頂尊勝隨羅尼經などを参照。

おわりに

概して言えば、我々は唐代飛龍廐の研究を通じて、内部の飛龍廐の構造を闡明できるばかりでなく、唐代内諸司使の全体の性質を再認識することも可能となる。唐の中期から発展してきた内諸司使には、それぞれ独自の性格が認められる。一部の内諸司使は、その管下の官局がほとんど中央律令の旧制度と関係ないと思われる。枢密使の名は中書門下の枢密房から起ってきた可能性がある

が、設立直後の枢密院は、「但だ屋三楹有り、文書を貯うるのみ」と記述されている点から考察すれば、中央律令機構とは異なるものであった。なお宣徽使に管轄される宣徽院は、従来中央官署には見えない機関であり、内廷の三班使臣の重要な活動の場所だと認められる^②。以上の二使の権力は唐代の中後期になって強大化し始め、最後に軍事権を握って内諸司使の代表となった。一方飛龍使下の官局は、律令体制から継続したもので、まさに旧制度から新制度へ変貌する段階の発生期の内諸司使形態を残るものであった。枢密使、宣徽使の権力の形成される前に、飛龍使はすでに軍事上重要な役割を果たしていたのである。

飛龍使に掌管される飛龍厩は、玄宗の時の大明宮への移住を境に、決定的な質の変化が起こり、六閑内厩制度に比べはるかに大きな重要性を備えるようになった。肅宗期から文宗期にかけての様々な宮廷政変を抑えたのは、大明宮北面の防衛系統である飛龍厩の實力を示していたし、それが飛龍使の地位が上昇したきっかけにもなったのである。大明宮の防衛上の特色と言えば、東西北三面が同時に呼応し、いずれの方向に異変がおこっても、各面の

兵員が共に動員されたことである。したがって、ただ神策六軍だけではなく、飛龍厩の兵馬を共に動員した事例が頻見する。その兵馬が、厩内の良質の禁馬と射生官、排馬官などの多種の官兵から構成されていたことが、飛龍厩の戦闘力の要因だったであろう。小論は飛龍使を例に、唐代の各内諸司使の成立過程が異なることを確めた。使臣間の等級差別や唐代から五代への使臣の内容、性質、序位上の変化などの問題には触れなかった。今後の研究の課題である。

① 『群書考索』後集卷五、枢密院の条。

② 友永植前掲論文、なお同氏「唐・五代三班使臣考」（『宋代の社会と文化』一九八三）を参照。

〔付記〕 陶仲雲・白心瑩「陝西蒲城泉窰高力士殘碑」（『考古与文物』一九八三年二期）によれば、天宝末年の宦官高力士はかつて「三宮内飛龍厩大使」に任ぜられたことがある。これは唐代飛龍使研究の一つの重要な史料であるが、初校の段階で気付いたため表二に加えることができなかった。今後更めて検討したい。

（京都大学大学院博士課程）